平成13年(行ケ)第259号 審決取消請求事件(平成15年5月12日口頭弁 論終結)

判 日興調理機株式会社 原 告 告 タニコ-原 -株式会社 窪 両名訴訟代理人弁護士 \blacksquare 英一郎 瑞 同 杮 内 絵 同 平 井 司 弁理士 正 津 神 同 尭 子 株式会社中西製作所 被 訴訟代理人弁理士 澤 茂 主 文

原告らの請求を棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2000-35576号事件について平成13年4月25日に した審決を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告らは、名称を「食器の洗浄方法及びこれに使用する食器かご」とする特許第3092876号発明(平成4年2月10日特許出願、平成12年7月28日設定登録、以下「本件発明」といい、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

被告は、平成12年10月18日、本件特許を無効にすることについて審判の請求をした。

特許庁は、同請求を無効2000-35576号事件として審理した上、平成13年4月25日、「特許第3092876号の請求項1乃至4に係る発明についての特許を無効とする。」との審決をし、その謄本は、同年5月10日、原告らに送達された。

2 願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の 記載

【請求項1】 多人数で食事をする場所で、使用済みの食器が立設した状態で且 つ隣接の食器と重ならない状態で食器かごの中に収容される食器収容工程と、

該食器収容工程で前記食器を収容した食器かごを、食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程と、

が記食器を洗浄する場所に運び込まれた前記食器かごを,該食器かごの中の食器に少しも手を触れることなく,該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器洗浄工程とを有する食器の洗浄方法。

一【請求項2】 前記食器収容工程で、前記使用済みの食器がほぼ垂直に立設した 状態で収容される、請求項1に記載の食器の洗浄方法。

状態で収容される、請求項1に記載の食器の洗浄方法。 【請求項3】 前記食器洗浄工程が、前記食器かごの中の食器に向けて洗浄液を

噴射する工程を含む、請求項1又は2に記載の食器洗浄方法。

【請求項4】 請求項1~3のいずれか一項に記載の食器洗浄方法を実施するのに使用する、丸棒にて金網状に構成された食器かごであって、該食器かごの中に立設した状態で収容した食器の上部を支えるのに充分な位置に、前記食器かごの底部の複数の丸棒と平行に丸棒が配置すると共に、前記食器かごの相対する面に、食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌入する空間を有することを特徴とする食器かご。

(以下, 【請求項1】~【請求項4】に係る発明を「本件発明1」~「本件発明4」という。)

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本件発明1~3は、いずれも実願昭62-150155号(実開昭64-558711号)のマイクロフィルム(本訴乙2、審判甲2、以下「刊行物1」という。)に記載された発明(以下「引用発明1」という。)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件発明4は、実願平1-98691号(実開平3-38058号)のマイクロフィルム(本訴乙3、審判甲3、以下「刊行物2」という。)に記載された発明(以下「引用発明2」という。)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたも

のであるから、本件発明1~4についての本件特許は、いずれも特許法29条2項の規定に違反してされたものであり、平成5年法改正前(注、平成5年法律第26号による改正前の趣旨と解される。)の同法123条1項1号に該当し、無効とすべきものであるとした。

第3 原告ら主張の審決取消事由

審決は、本件発明1と引用発明1との一致点の認定を誤り(取消事由1)、本件発明1と引用発明1の相違点についての判断を誤り(取消事由2)、本件発明4と引用発明2の相違点についての判断を誤り(取消事由3)、本件発明1、4の顕著な作用効果を看過し(取消事由4)、本件発明2、3の容易想到性の判断を誤った(取消事由5)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由1 (本件発明1と引用発明1との一致点の認定の誤り)
- (1) 審決は、本件発明1と引用発明1との一致点を、「食器を収容した食器かごを、食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程と、食器を洗浄する場所に運び込まれた食器かごを、該食器かごの中の食器に少しも手を触れることなく、該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器洗浄工程とを有する食器の洗浄方法」(審決謄本5頁第3段落)である点と認定したが、誤りである。
- あるとする(同)が、このような解釈は明らかに無理である。引用発明1には、食器かごを食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程について、開示も示唆もない。 (3) また、審決は、引用発明1の洗浄機が自動化されていることから、引用発明1は「食器を洗浄する場所に運び込まれた食器かごを、該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器となく、該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器として、一個である。しかし、本件発明1より以前には、給食システムの全工程を通じて同じ食器かごを使用する技術は存在しておらず、引用発明1は、従来のは単に洗浄機について述べているだけである。すなわち、引用発明1は、従来の給食システムを前提として、給食センター内に設置される洗浄システムの一部を構成する洗浄機に関する技術開示を行っているにすぎず、給食センター内では積みをする洗浄機に関する技術開示を行っているにすぎず、給食センター内では食器に対する洗浄機に関する技術開示を行っているにすぎず、給食センター内では食器に対する洗浄機に関する技術開示を行っているにすぎず、給食センター内では食器に対しては、当然に食器に対しているはずであり、上記の点を同一であるとした審決は、明らかに誤りである。
 - 2 取消事由 2 (本件発明 1 と引用発明 1 の相違点についての判断の誤り) (1) 相違点 1 について
- 審決は、本件発明1と引用発明1の相違点1として認定した「本件発明1が、『多人数で食事をする場所で、使用済みの食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で食器かごの中に収容される食器収容工程』を有するのに対し、甲第2号証(注、乙2)記載のもの(注、引用発明1)は、洗浄工程において、使用済みの食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で食器かごの中に収容される態様を開示しているものの、かかる食器収容工程については明確にされていない点」(審決謄本5頁第3段落(1))について、「『使用済みの食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で食器かごの中に収容され

る』態様は、甲第2号証の中に、食器洗浄工程の態様として開示されているところであり、かかる態様を食器収容工程において実現することも当業者にとって容易である」(同6頁相違点1について)と判断するが、誤りである。従来食事をする場所で始めから食器を立てた状態で収容するという技術は存在せず、食器は平積みにされて収容されていた。これには、食器を立てることによって、汁等がこぼれてしまうという嫌悪感のようなものがあったかも知れないが、平積みにして食器を立てもということが当然のこととされていた状況において、ただ単に食器を立てるまできるいうことはできない。

(2) 相違点 2 について

3 取消事由3(本件発明4と引用発明2の相違点についての判断の誤り) 審決は、本件発明4と引用発明2の相違点アとして認定した「食器洗浄方法の特定に関し、本件発明4が、『請求項1~3のいずれか一項に記載の』食器洗浄方法としたのに対し、甲第3号証(注、乙3)に記載のもの(注、引用発明2)は、そのような特定がなされていない点」(審決謄本7頁「本件発明4について」(1))について、「食器洗浄機用の食器かごであれば・・・当業者が適宜の洗浄方法を対象として使用し得るものと考えられる。・・・明第3号証に記載の食器かごが用いられる食器洗浄方法を、上記相違点アの如く特定することは当業者で容易」(同頁最終段落~8頁第1段落)であり、また、同相違点イとしてである。であり、また、同日和対する面に設けた空間に関し、本件発明4が、『食器洗浄機のなどでアの吊手を嵌入する』ための空間としたのに対し、甲第3号証に記載のもは、該空間の上記用途については明確にされていない点」(同7頁「本件発明たであるは、該空間の上記の上記明確にされていない点」(同8頁第4段落)といて」(2))について、「食器かごの相対する面に設けられた空間を、食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかであり、かかる用途のコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかであり、かかる用途のコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかであり、かかる用途のコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかであり、かかる用途の目前を行うことは当業者が必要に応じて任意になし得る」(同8頁第4段落)というにある。

引用発明2は、「本考案は一般家庭において使用する食器洗浄機の食器かごに関する」(乙3,2頁〔産業上の利用分野〕)と記載されているように、そもそも一般家庭に使用する食器洗浄機に関する考案であり、本件発明4に関する多数者が使用した多量の使用済み食器を前提とする業務用の食器洗浄機とは発想が全く異なる。引用発明2のような家庭用の食器洗浄機では、食器かごが台所を出ることはなく、食器は食器かごが食器洗浄機に設置された状態で食器かご内に収容されるのが一般的である。また、家庭用食器洗浄機の製造者は、多くの場合家電メーカーであり、これが販売されるのも電器店を通じてであるのに対し、本件のような多人数の食器を扱う業務用食器洗浄機は、厨房機器メーカー等が直接営業を行って、客先と

の間で仕様を確定して納入するものであり、両者は実質的に技術分野を異にする。したがって、家庭用洗浄機に関する引用発明2は、本件発明4の参考となるものではない。審決は、食器洗浄機用の食器かごであれば、それをどんな洗浄方法に使用しても問題はなく、構造自体に格別の変更を加える必要はないとするが、家庭用洗浄機の食器かごをそのまま業務用に使用できるとすることは、あたかもラジコン飛行機のエンジンをそのまま旅客機に使用できるとするようなことであり、その非現実的なことは明らかである。また、審決は、家庭用洗浄機の食器かごの空間を食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌入するために用いることも容易であるとするが、家庭用洗浄機でコンベアが使われることが多いとはいえない。家庭用洗浄機では、一つの港ですべての過程が終了するのであり、食器かごを移動させるという発想は、引用発明2から容易に想到し得るものではない。

4 取消事由4 (本件発明1, 4の顕著な作用効果の看過)

5 取消事由5 (本件発明2, 3の容易想到性の判断の誤り)

本件発明2,3は、本件発明1の構成を前提とするものであるところ、審決は、上記のとおり本件発明1についての判断が誤っているから、本件発明2,3についての判断も誤りである。

第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり,原告ら主張の取消事由はいずれも理由がな ハ

1 取消事由1(本件発明1と引用発明1との一致点の認定の誤り)について (1)刊行物1(乙2)には、食器を収納した「食器籠2」を「供給部4」より 洗浄液中に浸漬して自動洗浄し、槽外に搬出する工程が記載されているが(4頁第 1段落、第1図)、これは、本件発明1にいう搬入工程及び洗浄工程にほかならない。そして、食器を収納した「食器籠2」を「供給部4」より洗浄液中に浸漬する ためには、必ず何らかの方法で、食事した場所から食器を「食器籠2」に収納して 「供給部4」まで搬送する工程が存在する。原告ら提出の準備書面(1)の別紙1 (従来の学校給食)のチャート図においても、学校で、使用済みの皿などを食器か ごに収納して洗浄機のところまで搬送する工程が記載されている。したがって、本 件発明1と引用発明1との一致点についての審決の認定に誤りはない。

件発明1と引用発明1との一致点についての審決の認定に誤りはない。 (2)本件発明1では、「多人数で食事をする場所」での食器かごへの食器の収納工程と、その食器かごを「洗浄する場所」への搬入工程が記載されているだけで、学校での食器収納とか、給食センターでの洗浄とかについて、本件明細書には何も記載されていない。したがって、本件発明1の対象には、学校給食や給食センターを含むものであるが、学校給食に限定されるものでなく、他の食事をする場所やその洗浄場所、すなわち、社員食堂、セルフサービス食堂、レストラン、ホテル等及びそれらの食器洗浄場所をも含むものである。そして、「多人数で食事をする 場所」が食堂であって、「食器を洗浄する場所」は食堂の隣の洗浄装置がある場所でもよく、食堂と洗浄場所は、同一建物の中の隣の場所であっても、また、同一構ので、別の棟であってもよい。引用発明1においては、明細書(乙2)に、「数個の食器1を収容した多数の食器籠2を浸漬洗浄するようにした水平長尺の浸渍洗浄槽3の上部1側に前記食器籠2の供給部4が設置されていて、この供給部4が洗浄液中に浸漬した食器籠2を載置して搬送する搬送コンベア5が水平に設置されている」(4頁第1段落)、「食器を収容した多数の食器籠を浸漬洗浄槽内の洗浄流いる」(4頁第1段落)、「食器を収容した多数の食器籠を浸漬洗浄槽内の洗浄流いる」(4頁第1段落)、「食器を収容した多数の食器籠を浸漬洗浄槽内の洗浄意味する。この食器を収納した食器に、どこから運ばれてくるかについて記載はないが、食事をする場所から運ばれて来たことは明らかであり、食器が、食事をする場所から食器かごに入れられて洗浄装置のある場所へ搬送され、洗浄装置に投入されることは自明である。

2 取消事由 2 (本件発明 1 と引用発明 1 の相違点についての判断の誤り) について

(1) 相違点 1 について

刊行物1(乙2)の第1図には、「供給部4」から食器を収納した食器かごを、浸漬洗浄槽内に搬入した時から洗浄終了して搬出するまで食器は立設している状態が記載され、刊行物2(乙3)には、食器が立設し、隣接の食器と重ならい状態で収容される食器かごが記載されるとともに、食器が上向きになったり、また、食器同士が重なり合ったりすると、洗浄ノズルよりの洗浄水を食器の内面に満遍なく噴射させることができず、食器の洗浄が不十分にな問題、糸底に洗浄水がたまり、通常の乾燥時間では完全に乾燥しきれない等の問題ものもことが記載され、特公昭40-17868号公報(乙1)の第3図及び昭和5年12月20日柴田書店発行の浅見安彦著「調理機器の手びき」(乙9)の昭の(233頁)にも、食器かごの中に食器が立設し重ならない状態で収容されているよのが図示されており、また、特開平3-26225号公報(乙4)によ、「洗浄槽2に食器かご7を保持する底面ピン11の片方に垂直又は、角度のある状態で構えて食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容される、「食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容される食器を保持する保持ピン13が固定されている」、2頁右上欄)と記載され、その構成が図面で示されている。そして、上記刊行物に記載されたり、資器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容される食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容されるたり、「食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容されたの食器が立設した状態で見つ隣接の食器と重ならない状態で・・・収容される食器を保持する保持である。

(2) 相違点2について

食器収納工程から洗浄工程の終了まで一貫して同じ食器かごを使用することは、本件発明1の特許出願前に既に当業者に認識され、実行されていた技術的思想である。そして、食器かごを一貫して使用することについて何ら特別な技術を必要とせず、当業者として容易に採用し得ることであるから、「作業効率や食器かごのコスト等を考慮すれば、共通の食器かごを用いるタイプが好ましいことは明らかであるから、甲第2号証(注、乙2)記載のもの(注、引用発明1)において、各工程で共通の食器かごを用いるように選択することは、当業者が容易に想到し得るところであり、かかる選択を阻害する要因は何等見出せない」(審決謄本6頁第4段落)とした審決の判断に誤りはない。

3 取消事由3 (本件発明4と引用発明2の相違点についての判断の誤り) について

面に空間を有し、この空間をコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかである。

- 4 取消事由4(本件発明1,4の顕著な作用効果の看過)について
- 原告らが本件発明1,4の格別の効果として説明するものは、同発明の出願前から、実願昭60-118862号(実開昭62-27557号)のマイクロフィルム(乙6)に記載されているように、当業界では、一般的に、「一定地域の学校給食を一手に賄う総合給食センターなどにおいては、各学校から回収された給食の大量の各種給食用容器を学校毎に各クラス別にまとめて洗浄から保管まで一変の工程を円滑かつ能率的に処理する必要がある」(乙6,2頁「従来の技術」)と認識されており、上記マイクロフィルム記載の洗浄装置は、「各種給食容器の洗浄、収集等を時間的にも場所的にも関連一体化させて連続自動的に行うことができる」(同13頁第1段落)ので、原告らが本件発明1,4の格別の効果として説明するものは、上記認識から容易に想到し得たものであり、また、引用発明2の食器かごを上記洗浄装置に使用することで容易に実現できる効果であって、予測し得ない顕著な作用効果ではない。
- 5 取消事由5 (本件発明2, 3の容易想到性の判断の誤り) について 上記のとおり本件発明1についての審決の判断に誤りはないから, 本件発明 2, 3についての判断にも誤りはない。 第5 当裁判所の判断
- 1 取消事由1(本件発明1と引用発明1との一致点の認定の誤り)について(1)原告らは、本件発明1には、「多人数で食事をする場所」と「食器を洗浄する場所」が存在し、食器収容工程は前者で、食器洗浄工程は後者でそれぞれ行われ、これをつなぐものとして搬入工程があるが、「多人数で食事をする場所」は学校給食における教室及び食堂に、「食器を洗浄する場所」は給食センターにそれぞれ限定されるのであり、洗浄場所中で流し台から洗浄機械に食器かごを移動させることは「搬入」とはいわず、引用発明1には、食器かごを食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程について、開示も示唆もないから、引用発明1の「浸漬洗浄槽」が本件発明1の「食器を洗浄する場所」に当たるとした審決の認定は誤りであると主張する。
- 「多人数で食事をする場所」がいかなる場所で (2) 本件明細書(甲2)には, 「食器を洗浄する場所」を給食センターに限定 あるかを直接説明する箇所はなく、 する直接的な記載もない。原告らは、ホテル、レストラン及び社員食堂などでは、 「食事をする場所」で残滓などがこぼれ落ちるままに食器を「立設」することや 「立設」するために残滓などをゴミバケツのような容器に捨てて容器を空にする方 法を選択することはあり得ないから,本件発明1の「多人数で食事をする場所」 一斉に食事をして一斉に片付けを行う学校給食における教室及び食堂に限定さ 「食器を洗浄する場所」は、おのずから給食センターに限定されると主張す は. る。しかしながら、たとえ、学校給食において、利用者の前で食後の食器の残滓や水分を処理することが可能であるとしても、このためには残滓や水分の廃棄場所あるいは廃棄装置を当然に備えるか準備することを要し、これを備えるか準備してい ない場合には、廃棄装置が備えられた場所において残滓や水分の処理が行われるこ とは他の食堂等と変わりはない。したがって、学校給食における教室及び食堂にお ける残滓や水分の処理が、その他の食堂と異なることを根拠に本件発明1における「多人数で食事をする場所」が、学校給食における教室及び食堂に限定されると解することはできず、学校給食における教室及び食堂が含まれるとしても、当該用語 から一般的に認識されるホテルやレストランを含む一般の食堂等をいうものと解す るのが相当であり、そうである以上、「食器を洗浄する場所」が給食センターに限 定されると解することもできない。また、原告らは、「搬入」という語が使用され 「食器を洗浄する場所」が個々の洗浄機を指しているのではな ていることからも. , 一連の洗浄設備を備えた空間そのものを指していることは明らかであり、キッンのような洗浄場所中で流し台から洗浄機械に食器かごを移動させることは「搬 入」とはいわないと主張する。しかし、「搬入」の語に、その作業距離の長短関係の概念が含まれるものではないから、「食器かごを移動させる」ことが「搬入」の 概念に含まれないということはできない。もっとも、刊行物1(乙2)には、食器 の「食器籠」への収容及び食器を収容した「食器籠」の「食器類浸漬自動洗浄装 置」へのセットについては、具体的な説明がない。しかしながら、引用発明1の実 施例が記載された第1図及びその説明(乙2,4頁第1段落~6 頁第2段落)には、食器を収容した「食器籠」に対して洗浄をどのように行うかの

詳細が記載され、その洗浄を行うべく、食器を洗浄する場所と認め得る「浸漬洗浄槽3」の上部側に設置された「供給部4」に、食器を収容した食器籠を載置する作業が十分理解し得るのであり、また、「搬入」の語は、「はこび入れること。持ち込むこと」(広辞苑第5版)を意味するにすぎないから、引用発明1における食器 を収容した「食器籠」を洗浄する場所である浸漬洗浄槽の上部側に設置された供給 部に食器を収容した食器籠を載置する作業及びこの「食器籠」を供給部から何らか の手段により上記浸漬洗浄槽の洗浄液中に搬送する作業を、審決が、本件発明1の「搬入工程」に相当するとしたことに、何ら不合理なところはない。そうすると、本件発明1の「食器を洗浄する場所」は、その文言どおり、「多人数で食事をする場所」である一般の食堂等で食器を洗浄する(物理的な)場所を意味するものである。 って、食器洗浄機を設置した調理室、キッチンあるいは食器洗浄機そのもの、更に 狭義には、食器洗浄機の食器を洗浄する部位(例えば浸漬洗浄槽)を指すものと解 するのが相当である。

したがって、引用発明1の「浸漬洗浄槽」が本件発明1の「食器を洗浄する

- 場所」に当たるとした審決の認定が誤りであるということはできない。
 (3) 原告らは、引用発明1は、従来の給食システムを前提として、給食センター内に設置される洗浄システムの一部を構成する洗浄機に関する技術開示を行って いるにすぎず、給食センター内では積み替えが行われなければならず、当然に食器 に人の手が触れているはずであるから、引用発明1は「食器を洗浄する場所に運び 込まれた食器かごを、該食器かごの中の食器に少しも手を触れることなく、該食器 かごの中の食器と一緒に洗浄する食器洗浄工程」を有する(審決謄本5頁第3段 落)とした審決の認定は明らかに誤りであると主張するので検討する。刊行物 1 (乙2)には、「食器籠を浸漬洗浄槽内の洗浄液中に浸漬し、この食器籠を搬送コ ンベヤにより一定方向に搬送させながら槽底部に設置した空気圧入による気泡発生 装置により洗浄液中に発生させた気泡を洗浄液と共に食器籠内の食器に向って噴射 清浄化して槽外に搬出するように構成した食器類浸漬物洗浄装置」 登録請求の範囲) と記載され、同記載によれば、引用発明1が「食器を収容した食 登録前水の配用)と記載され、回記戦によれば、 可用光明 1 か 1 良命で収合した民器かごを、食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程と、食器を洗浄する場所に運び込まれた食器かごを・・・該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器洗浄工程」(審決謄本5頁第3段落)との一連の工程を備えることは明らかであるところ、当該一連の工程において、ひとたび食器籠が装置にセットされた後に洗浄が完了して搬出されるまでの間に人手が関与する可能性があることを示す記載は見当たらず、 また、人手が関与しなければならない必要性も見いだし難い。そして、本件発明1 において特定されている「食器を洗浄する場所に運び込まれた食器かごを、該食器 かごの中の食器に少しも手を触れることなく、該食器かごの中の食器と一緒に洗浄 する食器洗浄工程」は、この「食器洗浄工程」の中では搬入された食器かご内の食器に「少しも手を触れることなく」洗浄が行われることを意味しているにすぎず、「食器洗浄工程」に先立つ「食器収容工程」で食器が収容された時点以降、「搬入工程」をも含めて、いずれの時点においても「食器に少しも手を触れない」ことが 特定されているものではないから、引用発明1における「食器洗浄工程」と何ら異 なるものとはいえない。
- (4) 以上検討したところによれば、本件発明1と引用発明1との一致点の認定 に係る審決の誤りをいう原告らの主張はいずれも採用することができず、原告らの 取消事由1の主張は理由がない。
- 取消事由2(本件発明1と引用発明1の相違点についての判断の誤り)につ いて

(1) 相違点 1 について

原告らは、従来食事をする場所で始めから食器を立てた状態で収容すると いう技術は存在せず、食器は平積みにされて収容され、食器を立てるということに 対する動機付けは何ら存在しなかったから、引用発明1の図から食器収容工程において食器を立てて収容する方式を採用するということが、当業者が容易に想到し得るということはできないと主張する。刊行物1(乙2)の第1図には、「食器類浸漬自動洗浄装置の全体構成が示され、かつ、食器籠2に使用済みの食器1を垂直に 立てて、互いに重ならないように収容し、食器1が食器籠2と共に洗浄されるよう にしたものが示されている」(審決謄本3頁,4-1.c))ことは原告らの自認 「食器洗浄工程」においては、「食器を立設する」こ するところである。そして, とが良好な洗浄を行う上で必要なこととして認識され、また、「平積み」の食器を 「立設する」べく移し換える作業が、きわめて作業者の労力を必要とするものであ ることの認識が存在していることは明らかであるから、「食器収容工程」において 「食器を立設する」動機付けが存在しないということはできない。

したがって、「『使用済みの食器が立設した状態で且つ隣接の食器と重な らない状態で食器かごの中に収容される』態様は、甲第2号証(注、乙2)の中 に、食器洗浄工程の態様として開示されているところであり、かかる態様を食器収 容工程において実現することも当業者にとって容易である」(同6頁相違点1につ いて)とした審決の判断が誤りであるということはできない。

(2) 相違点 2 について

原告らは、本件発明1と引用発明1の相違点2について、「食器洗浄方法における各工程で扱う食器かごについて考察すると、各工程を通して共通の食器かごを用いる場合と、食器の移し替えにより各工程毎に異なる食器かごを用いる場合とが想定されるようである。 とが想定されるところである。そして、上記のうちのいずれかのタイプを選択する 際に、作業効率や食器かごのコスト等を考慮すれば、共通の食器かごを用いるタイ プが好ましいことは明らかであるから、甲第2号証記載のものにおいて、各工程で 共通の食器かごを用いるように選択することは、当業者が容易に想到し得る」(同 6頁相違点2について)とした審決の判断が誤りであると主張する。しかしなが ら、当業者において、食器洗浄方法における各工程で扱う食器かごを、各工程を通 して共通の食器かごを用いる方法と、食器の移し替えにより各工程において異なる食器かごを用いる方法とを想定することが明らかであるならば、上記各方法のいず れかを選択するに当たって、作業効率、食器かごのコスト等を考慮することは当然 のことであり、この際に、より好ましいことが明らかな、各工程を通して共通の食 器かごを用いる方法を採用することが、当業者にとって容易であることも明らかと いうべきである。

原告らは、多人数の食器を扱う場合に、食器収容工程、運搬工程及び食器 洗浄工程を通じて同じ食器かごを使用するという発想は、本件発明1より以前には 存在しておらず、食器収容工程と食器洗浄工程とでは異なるかごが使用されること が当業者にとっては当然のこととされ、何人もそのような工程を疑わなかったので あって、食器収容工程、運搬工程及び食器洗浄工程を通じて同じ食器かごを使用す るということは、これまでの給食システムを根底から見直す極めて画期的なことであり、この点について、引用発明1には何らの開示も示唆もないと主張する。しかしながら、食器収容工程と食器洗浄工程とでは異なるかごが使用されることが当業者にとっては当然のこととされていたとの原告らの主張を認めるに足りる証拠はなる。 く, かえって, 刊行物1 (乙2) の食器類浸漬自動洗浄装置においては, 添付され た図面を参酌すれば、食器かごの中に「食器を立設」して洗浄する装置が記載され ており,食器を食器かごに収容されたままの状態で洗浄することが従来行われてい たことが明らかであるところ、食器を移し替えて異なる食器かごを用いることについて記載は見当たらず、また、刊行物1記載の食器類浸漬自動洗浄装置が、「食器を収容した食器かごを、食器を洗浄する場所に搬入する搬入工程と、食器を洗浄する場所に運び込まれた食器かごを・・・該食器かごの中の食器と一緒に洗浄する食器洗浄工程」(審決謄本5頁第3段落)との一連の工程を備えることは上記のとおばれる。 そうである以上、食器を移し替えて異なる食器かごを用いなければ ならない必要性も見いだし難い。したがって、原告らの上記主張も採用することが できず、本件発明1と引用発明1の相違点2について、当業者が容易に想到し得る とした審決の判断が誤りであるということはできない。 (3) 以上によれば、原告らの取消事由2の主張は理由がない。

取消事由3 (本件発明4と引用発明2の相違点についての判断の誤り) につ いて

原告らは、本件発明4と引用発明2の相違点アについて、 「食器洗浄機用の 食器かごであれば・・・当業者が適宜の洗浄方法を対象として使用し得るものと考 えられる。・・・甲第3号証に記載の食器かごが用いられる食器洗浄方法を、上記 相違点アの如く特定することは当業者にとって容易」(審決謄本7頁最終段落~8 頁第1段落)であり、また、同相違点イについて、「食器かごの相対する面に設けられた空間を、食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌入するために用い得ることは明らかであり、かかる用途の特定を行うことは当業者が必要に応じて任意になし得る」 (同8頁第4段落)とした審決の判断が誤りであると主張するので,検討する。本 件発明4は、上記第2の2の【請求項4】に記載されているように、本件発明1~ 3に係る食器洗浄方法を実施するのに使用する食器かごの具体的構成を特定するも のであるが、その特定は、「該食器かごの中に立設した状態で収容した食器の上部

を支えるのに充分な位置に、前記食器かごの底部の複数の丸棒と平行に丸棒が配置すると共に、前記食器かごの相対する面に、食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌入する。 る空間を有することを特徴とする」(甲2,1頁【請求項4】)と規定されるもの であって、相違点アに係る部分については具体的な構成が特定されているものでは 相違点イに係る部分については、「丸棒にて金網状に構成」「前記食器かこ の底部の複数の丸棒と平行に丸棒が配置する」「食器洗浄機のコンベアの吊手を嵌 入する空間を有する」というものであって、上記「空間」が、食器かごを移動する際の把持部を構成することが特定されているにすぎない。したがって、本件発明4の食器かごは、「食器洗浄機」に用いられるものであること、また、その際に「食器洗浄機のコンベアの吊手」により移動されるものであることを把握し得るのみが 「食器洗浄機」及び「食器洗浄機のコンベアの吊手」と関連した格別の構成が 特定されているものではない。また、引用発明2の食器かごが、「丸棒にて金網 状」及び「相対する面に空間を有する」との構成を備えている点で本件発明4と一致することは原告らの自認するところであり、使用される状況に合わせて必要な機械強度、具体的な形状を与えることは、いずれの分野においても設計段階において考慮されていることにかんがみれば、本件発明4の食器かごと引用発明2の食器かずまた。 ごとは、格別に異なる特徴を備えるものとはいえない。そして、一般に、食器かこ の相対する面に設けられた空間の用途については、人が手で持ち運ぶため、搬送用 器具の支持部材を係合させるため、あるいは収納保管時に保持部材で保持させるた め等種々の利用の仕方が想定されるが、食器かごが用いられる食器洗浄機のタイプ が、本件明細書において従来技術として紹介されている搬送用器具の支持部材として食器洗浄機のコンベアの吊手を備えるもの(甲2、段落【0003】特開昭50-663号公報)であれば、食器かごの備える上記空間を、コンベアの吊手を嵌入するために用いることも容易に推認されることは、審決の説示(審決謄本8頁第3 段落)のとおりである。したがって、本件発明4と引用発明2の相違点ア、イにつ いて、いずれも当業者が容易に想到し得るものであるとした審決の判断が誤りであ るとはいえない。

原告らは、引用発明2が、「本考案は一般家庭において使用する食器洗浄機の食器かごに関する」(乙3、2頁〔産業上の利用分野〕)ものである以上、本件発明において多数者が使用した多量の使用済み食器を前提とする業務用の食器洗浄機とは発想がまったく異なり、家庭用と業務用は実質的に技術分野を異にすると主張するが、引用発明2の食器かごの上記構成は、家庭用であることによる特別の構成を有するものではなく、一般的な食器かごにすぎないから、原告らの上記主張は、相違点ア、イに係る容易想到性についての上記判断を何ら左右しない。

したがって、原告らの取消事由3の主張は理由がない。 取消事由4(本件発明1,4の顕著な作用効果の看過)について

5 取消事由5(本件発明2,3の容易想到性の判断の誤り)について 上記第2の2の本件明細書の特許請求の範囲の記載によれば、本件発明2, 3は、本件発明1の構成を前提とするものということができるが、上記説示のとおり、本件発明1に係る取消事由1~4は理由がないから、これを前提とする原告らの取消事由5の主張も理由がないことに帰する。

6 以上のとおり、原告ら主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告らの請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のと

おり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 岡 本 岳

裁判官 長 沢 幸 男